

固定資産税の非課税に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、郡山市税条例（昭和40年郡山市条例第39号。以下「条例」という。）第43条、第44条、第45条、第46条、第46条の2及び第47条に規定する固定資産税の非課税措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(非課税申告の対象となる固定資産)

第2条 この要領の適用となる非課税申告の対象となる固定資産は、条例第43条、第44条、第45条、第46条、第46条の2及び第47条に規定する固定資産とする。

(非課税申告手続等)

第3条 郡山市税条例施行規則（平成3年郡山市規則第28号。以下「施行規則」という。）第65条第1項に規定する申告書は、様式1によるものとする。

- 2 施行規則第65条第2項に規定する通知書は、様式2又は様式3によるものとする。
- 3 施行規則第65条第3項に規定する申告書は、様式4によるものとする。

(非課税適用申告書の添付書類)

第4条 前条第1項に規定する申告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該法人等の設立を証する書類又は当該法人の登記事項証明書
- (2) 当該固定資産が地方税法第348条第2項各号に規定する非課税該当資産であることを証する官公庁又は所轄庁の許可（認可）書（写）
- (3) 当該法人等の寄付行為又は定款
- (4) 当該土地、家屋又は償却資産の利用状況が確認できる書類（図面、写真等）
- (5) 当該土地、家屋又は償却資産が当該法人等の所有に属さないものである場合は、当該土地、家屋又は償却資産を当該法人等に無償で使用させていることを証する書類（写）

(非課税措置に係る固定資産の実態調査)

第5条 第3条に規定する非課税の申告があった場合は、当該固定資産の実態を調査し、非課税要件の事実確認を行うものとする。

- 2 前項の調査に係る調査書は、様式5によるものとする。
- 3 第1項の規定により非課税適用を認めた当該固定資産については、必要に応じて非課税要件の事実確認を行うものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関して必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。